

心理的負荷評価表に関する第2回の議論の概要

- （心理的負荷評価表を出来事後の状況を入れたものに改める、出来事と出来事後の状況として典型的なものを例示して「強」やそれ以外の判断をするということについて、）判断の一般化、平均化にもつながり、例示があると分かりやすいのではないか。また、迅速化にもつながるのではないか。（黒木先生）
- 弱い負荷でも反復あるいは継続する（対人関係のトラブルのような）項目は、前回の心理的負荷評価表の改正のときも処理が難しいと感じた項目であり、こういった項目が（出来事と出来事後の状況として）一つでまとまって表現されると、かえっていいという場合もあると感じる。（岡崎座長）
- （出来事の評価と出来事後の状況の評価は）一緒にしたほうがよいのではないか。常識的でやりやすいのではないか。（山口先生、良永先生）
- その上で、「Ⅲ」になったものの扱いは、医学的な見地から特に強い反対がなければ、早期に救済するという政策的な配慮から、実際の運用は心理的負荷が強いと判断するということで、法律の上ではよいのではないか。（山口先生）
- （出来事後の状況として、）時間外労働が100時間以上も続いていれば、過重性があったということになるし、その後に自殺したり、精神障害を発症したということになれば、因果関係否定は難しいのではないか。ただ、自殺ではない精神障害の事例で、出来事がなく時間外がずっと続き、時間外が減ったところでトラブルがあって発症したという事例もあるので、その辺は慎重に見ていくことが必要かもしれないけれども、例えばどれぐらいの時間外をしていて、どのぐらいの睡眠状態が推測される、休みもなく出てきているということが揃えば、発症要因としては医学的にも認められるのではないか。（黒木先生）
- （1回の出来事の心理的負荷が弱いものであったとしても、一定期間反復継続することによって強い心理的負荷と評価できるものについて、）持続的にある心理的負荷がかかることによって、精神障害が発病するのだという主張は当然あるが、災害性をどこに見出すかという問題があり得る。とても職場

がうるさいとか、上司がガミガミ言うとかは、一般的に災害性はない方向に考える。デイリーハッスルズが精神障害の一要因だという主張は受け入れられているので、全く否定はできないが、災害性を日常的な煩わされごとの中にどのように組み込んでいくのかは非常に難しい課題。(荒井先生)

- これは、やはり個別例を検討しないといけない。(岡崎座長)
- 対人関係のトラブルの件数が多いが、災害性がない場合にもパワハラとかセクハラのようなものは、出来事ではなくて全体で捉えるのであれば、災害性がある場合と別立てにしたほうがいいのかどうか。(阿部先生)
- いま行われているひどいいじめという概念は、別立て方式なのではないか。(荒井先生)